

2025（令和7）年 月 日

社団スキーム協議・運用合意書

甲・社団スキーム主権者：社団管理センター 代表 和田榮太
社団スキーム運用主権者：一般社団法人海外技術交流社団 代表理事 和田榮太
住 所 京都市右京区花園馬代町2-21 天佑館
氏 名 和 田 榮 太 印

乙・スキーム協議・運用者
主たる事務所の所在地
商号(名称)
代 表 者 印

【目的】

甲は、この契約書及び甲の提供する社団スキーム資料により、乙が行う企業内転勤就労 VISA 申請に関して顧客検索の範囲で認め、乙は本契約を遵守して企業紹介を行う事に同意した。甲は社団スキームの WEB 等関連情報を無断で修正、転用する事を禁じ乙はこれを承諾した。

【エージェント登録条件】

参加登録費用 ￥300,000※とする。

〔費用内訳：社団 WEB 提供・創業 note・営業資料・営業伴走コンサル etc 関連資料〕

但し、契約内容ごとに必要な協議して契約締結を行う。

【特記事項】

甲が構築した社団スキームの協議情報は守秘義務を課し社外漏洩による損害賠償を負う事を基本に企業内転勤申請取次を甲の専属専任とする事に乙は同意し違約賠償責任を負う

1 成約に向けての義務

一

乙は、社団スキーム採用契約の相手方を探索するとともに、契約の相手方との契約の協議調整等を行い、契約の成立に向けて甲に取り次ぐ事を積極的に努力します。

二

乙は、甲に対し、定期的に週1回以上の頻度で業務の処理状況を報告します。

三

乙は、広く社団スキーム採用契約の相手方を探索するため、目的につき、業種、職種その他の事項を、この媒介契約の締結のから実行する。

2 仲介に係る甲と乙の業務

乙は、1に掲げる義務を履行するとともに、次の業務を行います。

一 甲が乙にスキーム運用の仲介又は告知を依頼した場合にあっては、乙は、甲に対し、目

的案件的成果又は案件の契約 が成立するまでの間に、在留許可申請取次者をして、法務省及びその他に定める規定事項について、在留許可申請取次者が専属専任契約書-2 記名押印した書面を交付して説明し乙が独自の説明を行わない事。

二 甲は、目的のスキーム運用の契約が成立したときは、乙及び甲の相手方に対し、遅滞なく、入出国在留許可管理局及び関連する機関に定める書面を作成し、スキーム運用契約者が記名押印した書面を当該入出国管理局へ取次提出する。。

三 乙は、甲から委託された業務に限り甲及びスキーム契約者の補助を行います。

四 その他（ ）

3 違約金等

乙がこの媒介契約の有効期間内に甲以外の事業者企業内転勤就労 VISA 申請の依頼若しくは代理を依頼し、これによって企業、人材採用の契約を成立させたとき、乙は、甲に対して、約定報酬額に相当する金額（この媒介に係る消費 税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を除きます。）及び甲が被る損害金を違約金として支払う。

4 有効期間

この媒介契約締結後 2 4 ヶ月（ 年 月 日まで）とします。

（消費税及び地方消費税抜き報酬額）

¥100,000※／1 名＋¥5,000※／月・企業契約期間限りとする。

（消費税額及び地方消費税額の合計額）

5 約定報酬額

別紙、運用契約形態毎に取り決めの 金額と 契約にて規程の経費を合計額とする。

6 約定報酬の受領の時期

別紙、運用契約形態毎に取り決めの通りとする。

7 特約事項

希望する条件

（契約の解除）

一、甲又は乙が専属専任媒介契約に定める義務の履行に関してその本旨に従った履行をしない場合には、その相手方は、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。

二、次のいずれかに該当する場合においては、甲は、専属専任媒介契約を解除することができます。

①乙が専属専任媒介契約に係る業務について信義を旨とし誠実に遂行する義務に違反したとき。

②乙が専属専任媒介契約に係る重要な事項について故意若しくは重過失により事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしたとき。

③乙が日本法令に関して不正又は著しく不当な行為をしたとき。

（特 約）

この約款に定めがない事項については、甲及び乙が協議して別に定めることができます。

- 2** この契約に関して協議で解決しない場合は第一審を京都地方裁判所とする。
以下余白